

「東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）」への意見募集結果について

No.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
1	用語の使い方について	”用語”を正しく使うべき。『子ども』は「子ども読書活動推進に関する法律」では『おおむね18歳以下の者』だが、『児童』は「児童福祉法」では『18歳未満の者』を指す。このためP28の(2)の”年間児童一人あたり”という表現では、18歳の者が漏れてしまうため、”年間子ども一人あたり”と変更した方が良い。	「児童」と記載していた箇所について、「子ども」という記載へ修正しました。 【NO.1の意見を受けて、東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）を修正した箇所】 ・第8章 推進体制の整備と努力目標 P.28 3 第三次計画の努力目標（2）
2	計画の対象者年齢及び16～18歳に対する施策の記載について	P19では『子ども』という表現を使用しながら、15歳までしか記載が無い。P21にて計画の対象年齢を”おおむね18歳以下”まで定めていながら、P28やP29においても15歳までしか記載が無い。計画の対象年齢がおおむね18歳以下までであれば正しく年齢を含むべき。また全体を通して高校生に位置づけられる16～18歳に対する具体的な計画の記載が見受けられないため、該当年齢向けの計画も立てるべき。	16歳から18歳を含む中高生を対象とした取り組み施策及び努力目標を追記しました。 【NO.2の東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）を修正した箇所】 ・第3章 5 中央図書館 P.19(2) ・第6章 第三次計画の施策体系図 P.23(5)中央図書館 ・第7章 第三次計画の具体的な取組 P.25～26 2 読書環境の整備・工夫 (5) 中央図書館 ・第8章 推進体制の整備と努力目標 P.28～29 第三次計画の努力目標(2)及び(3)
3	「子ども読書の日」に関する事業について	「子ども読書活動推進に関する法律」では、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めた上で、”子ども読書の日”の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない”と定めているため、計画案の中の事業において子ども読書の日に実施する事業を明示すべき。	当館では4月23日の「子ども読書の日」を含む4月中に、子どもを対象とした展示を行い、子どもが図書に触れる機会の提供を行っています。また、月ごとにテーマを決めた、子ども向け図書の展示を年間を通じて行っています。 「子ども読書の日」に関する取り組みを追記しました。 【NO.3の東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）を修正した箇所】 ・第7章 第三次計画の具体的な取組 P.25～26 2 読書環境の整備・工夫